

新規就農者育成総合対策 (経営発展支援事業通常枠)

補助率

3/4

認定新規就農者が経営開始時に経営発展のための機械・施設等の導入を行う際に親元就農者も含めて、

一人あたり最大 **750 万円** を補助します

<補助内容>

※取組内容に応じたポイントの高い順に予算の範囲内で採択

- ◇ 補助率 3/4 (国 1/2、県 1/4) ※¹
- ◇ 補助上限額 750 万円 (事業費上限 1,000 万円コース)
375 万円 (事業費上限 500 万円コース※²)
- ◇ 採択方式 取組計画に応じた採択方式※³
- ◇ 対象事業 機械 (軽トラ等汎用機械除く)・施設、家畜導入、果樹・茶の新植・改植、機械等リース料等

※¹: 対象者負担分 (1/4) は金融機関から融資を受けること

※²: 経営開始資金を受給した場合

※³: 詳細は最寄りの市町の農業関係部署又は農林事務所までお問合せください

<主な要件>

- 1 独立・自営就農時の年齢が、原則 50 歳未満で、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有している者又はその者が経営する法人であること
- 2 事業実施の年度又は前年度に農業経営を開始した者であること
- 3 基盤強化法第 14 条の 4 第 1 項に基づく青年等就農計画の認定を受けた者であること
- 4 経営の全部又は一部を継承する場合、継承する農業経営に従事してから 5 年以内に継承し、かつ継承する農業経営の現状所得等を 10% 以上増加させるなどの経営発展計画を事業実施主体に認められること
- 5 地域計画のうち目標地図に位置づけられている、若しくは位置づけられることが確実と見込まれること、又は農地中間管理機構から農地を借り受けていること
- 6 機械・施設の取得費用等について、交付対象者が金融機関から融資を受けること
- 7 みどりの食料システム法に基づく環境負荷低減に取り組む意思があること

<募集期間・お申込先>

◇募集期間

最寄り市町の農業関係部署までお問合せください。

◇お申込先

最寄り市町の農業関係部署

<問合せ先>

◇最寄りの市町農業関係部署

お手数ですがHP等にて御確認をお願いします。

◇最寄りの農林事務所

賀茂農林事務所	企画経営課(下田市)	TEL 0558-24-2076
東部農林事務所	生産振興課(沼津市)	TEL 055-920-2158
富士農林事務所	生産振興課(富士市)	TEL 0545-65-2194
中部農林事務所	生産振興課(静岡市)	TEL 054-286-9023
志太榛原農林事務所	生産振興課(藤枝市)	TEL 054-644-9214
中遠農林事務所	生産振興課(磐田市)	TEL 0538-37-2269
西部農林事務所	生産振興課(浜松市)	TEL 053-458-7212

◇県庁窓口

静岡県経済産業部農業局 農業ビジネス課 担い手育成・支援班

〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6 TEL 054-221-2712

E-mail nougyoubiz@pref.shizuoka.lg.jp

県ホームページ →

